

「世代をつなぐ農村 まるごと保全向上対策」 の概要（多面的機能支払交付金）



制度の全体像

農地維持支払交付金

多面的機能を支える共同活動を支援します。

※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、
農地集積を後押し

支援対象

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の砂利補充等の基礎的保全活動
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成 など



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



水路のひび割れ補修



植栽活動

資源向上支払交付金

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援します。

支援対象

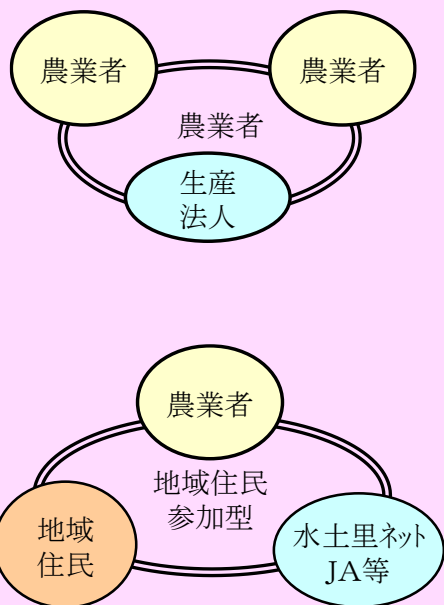
- ・水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・植栽による景観形成、ビオトープづくり
- ・施設の長寿命化のための活動 など

農地維持支払交付金

交付対象組織・対象活動

○ 交付対象組織

○ 農業者のみで構成される組織
または
農業者およびその他の者（地域住民、団体など）で構成される組織



○ 対象活動

① 地域資源の基礎的保全活動

点検・計画策定



施設点検

年度活動計画の策定

実践活動



農地法面の草刈り



水路の泥上げ

研修



組織運営に関する研修



ため池の草刈り



農道の路面維持

② 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

- ・ 構造変化に対応した体制の拡充・強化
- ・ 地域資源保全管理構想の作成 など

農地維持支払交付金

具体的な事例紹介（1）

①地域資源の基礎的保全活動



水路の点検をしています

年度計画について
会議をしています



農地維持支払交付金

具体的な事例紹介（2）

①地域資源の基礎的保全活動



獣害防止柵の
草刈りをしています
（補修のみOK）

土手の草刈り中です



農地維持支払交付金

具体的な事例紹介（3）

①地域資源の基礎的保全活動



農道の
砂利まきをしています

排水路の泥上げ中



農地維持支払交付金

具体的な事例紹介（４）

①地域資源の基礎的保全活動

異常気象のときの見回り・応急措置：必須
（ただし異常気象がなかった場合は除く）



水田へのごみの流入
の除去



法面の崩壊の復旧



倒木の処理

②地域資源の適切な保全管理のための推進活動

構造変化に対応した体制の拡充・強化及び地域資源保全管理構想の策定を支援

農村の構造変化に対応した
保全管理の目標の設定

保全管理の
内容や方向
の設定

推進活動※1
の実践

地域資源保全管理
構想※2の策定



※1 推進活動の例

- ・ 農業者(入り作農家、土地持ち非農家を含む)による検討会
- ・ 不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査
- ・ 地域住民等との意見交換・ワークショップ・交流会 など

※2

地域資源の適切な保全管理に向けた活動を通じて、目指すべき保全管理の姿、取り組むべき活動・方策をとりまとめたもの。活動期間中に本構想を策定することが必要です。

① 地域資源の基礎的保全活動

毎年の活動

- 1 点検
 - a) 遊休農地等の発生状況の把握 **【必須】**
 - b) 水路、農道、ため池の点検 **【必須】**
- 2 年度活動計画の作成
- 3 実践活動
 - 1) 農用地
 - a) 遊休農地発生防止のための保全管理 **【必須】**
 - b) 畦畔・農用地斜面などの草刈り **【必須】**
 - c) 異常気象後の見回り、応急措置 **【必須】**
※鳥獣害防護柵の補修も出来ます。
 - 2) 水路
 - a) 水路の草刈り **【必須】**
 - b) 水路の泥上げ **【必須】**
 - c) 異常気象後の見回り、応急措置 **【必須】**
※かんがい期前のポンプなどの注油やゲートなどの再塗装なども出来ます。
 - 3) 農道
 - a) 路肩・斜面の草刈り **【必須】**
 - b) 異常気象後の見回り、応急措置 **【必須】**
※側溝の泥上げ、砂利まきなども出来ます。
 - 4) ため池（ため池がない場合は除く）
 - a) ため池の草刈り **【必須】**
 - b) 異常気象後の見回り、応急措置 **【必須】**
※ため池の泥上げなども出来ます。

② 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

※必ず作成する必要があります！

協定期間内に最低1回（2回以上でもOKです）

○書類作成、申請手続きや組織の運営および、機械の安全に関する研修を受けてください。

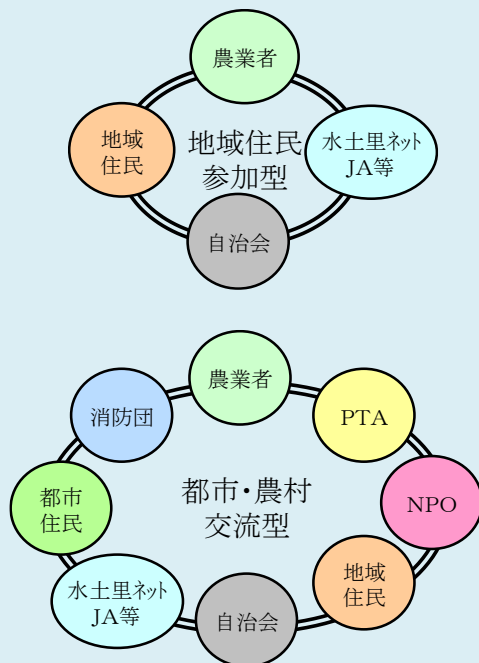
資源向上支払交付金

交付対象組織・対象活動

○ 交付対象組織

○ 農業者およびその他の者（地域住民、団体など）で構成される組織

【農業者のみは不可】



○ 対象活動

(1) 地域資源の質的向上を図る共同活動

① 施設の軽微な補修

機能診断



施設の機能診断

実践活動



水路のひび割れ補修

② 農村環境保全活動

啓発・普及



生き物調査による啓発

実践活動



植栽活動

(2) 施設の長寿命化のための活動



用水路の布設替え

資源向上支払交付金

具体的な事例紹介（1）

（1）①施設の軽微な補修（機能診断：必須）



開水路の機能診断
をしています



排水ゲートの
機能診断をしています

資源向上支払交付金

具体的な事例紹介 (2)

(1) ①施設の軽微な補修
(実践活動：
機能診断の結果により実施)

水管橋の塗装中



排水路の修繕中



用水路の
目地詰め



資源向上支払交付金

具体的な事例紹介 (3)

(1) ②農村環境保全活動 (啓発・普及：**必須**)



啓発看板による広報活動
(濁水防止)

地域住民との交流
(生きもの観察会)

- 透視度調査
- 水田からの濁水管理



資源向上支払交付金

具体的な事例紹介（４）

（１）②農村環境保全活動
（実践活動：水質・生態系保全
の２つは必須）



水質保全（濁水防止板や
畦波シート設置）



生態系保全
（生きもの観察会）



景観形成の
ための植栽

資源向上支払交付金

具体的な事例紹介（5）

（1）②農村環境保全活動



みんなで
シバザクラを植えました

休耕田に菜の花を
咲かせました



資源向上支払交付金

具体的な事例紹介（6）

（1）②農村環境保全活動



みんなで
看板をつくっています



資源向上支払交付金

具体的な事例紹介（7）

～こんなこともできます～

獣害柵の新設

※ただし、国や県などの
別事業の上乗せは出来ません



みんなで
水車をつくってみました

資源向上支払交付金

具体的な事例紹介（8）

（2）施設の長寿命化のための活動



水路の更新

安全柵の設置



農道の舗装

資源向上支払交付金の活動項目

(1) 「地域資源の質的向上を図る共同活動」の活動項目 (1/2)

①施設の軽微な補修

毎年の活動

- 1 機能診断 農用地、水路、農道、ため池の機能診断【必須】
- 2 年度活動計画の作成【必須】
- 3 実践活動
 - 1) 農用地
 - a) 畦畔・農用地斜面の補修、畦畔の再構築【必要に応じ実施】
 - b) 暗渠排水管の清掃、鳥獣害防護柵の補修・設置【必要に応じ実施】
など
 - 2) 水路
 - a) 水路畦畔の再構築【必要に応じ実施】
 - b) 目地詰め、沈下補修、破損部の補修【必要に応じ実施】
など
 - 3) 農道
 - a) 路肩・斜面の補修【必要に応じ実施】
 - b) 側溝の目地詰め【必要に応じ実施】
など
 - 4) ため池 (ため池がない場合は除く)
 - a) 堤体遮水シートの補修、侵食の早期補修【必要に応じ実施】
 - b) コンクリート構造物の目地詰め【必要に応じ実施】
など

協定期間内に最低1回(2回以上でもOKです)

○自主的な機能診断や簡単な補修などに関する技術研修などを受けてください。

資源向上支払交付金の活動項目

(1) 「地域資源の質的向上を図る共同活動」の活動項目 (2/2)

②農村環境保全活動

毎年の活動

- 1 年度活動計画の作成 **【必須】**
- 2 広報・啓発・普及
 - a) 広報活動 **【必須】**
 - b) 啓発活動
 - c) 地域住民との交流活動
 - d) 学校、行政機関との連携
- 3 実践活動
 - 1) 生態系保全 **【7つから選択して1つ以上実施、必須】**
 - a) 生物の生息状況の把握
 - b) 生物多様性保全に配慮した施設の適正管理
 - c) 水田を活用した生息環境の提供
 - d) 生物の生活史を考慮した適正管理
 - e) 放流・植栽を通じた在来生物の育成
 - f) 外来種の駆除
 - g) 希少種の監視
 - 2) 水質保全 **【2つとも必須、4～5月の代掻き・田植え期に実施】**
 - a) 水田からの排水（濁水）管理
 - b) 水質モニタリングの実施・記録管理
 - 3) その他【自由選択】
 - a) 景観形成のための植栽
 - b) 農業用水の地域用水としての利用 など
 - 4) 多面的機能の増進を図る活動
 - ・上記の1) 生態系保全、2) 水質保全を実施する事で取組の実施とみなす。
 - ・広報活動の実施（ただし、中山間農業地域は、必須ではない。）

**【選択して1つ以上実施
広報活動+選択項目 2つ以上の実施が必須】**

資源向上支払交付金の活動項目

(2) 「施設の長寿命化の活動」の活動項目

毎年の活動

- 1 水路整備
 - 1) 水路本体
 - a) 補修 側壁のかさ上げ
 - b) 更新 1 路線全体の更新
素掘りからコンクリート水路への更新
 - 2) 水路付帯
 - a) 補修 ゲート、ポンプの補修
 - b) 更新 安全柵の更新
- 2 農道整備
 - 1) 農道本体
 - a) 補修 舗装の一部打替え
 - b) 更新 未舗装農道の舗装
 - 2) 農道付帯
 - a) 補修 側溝の補修
 - b) 更新 側溝蓋の設置
- 3 ため池整備
 - 1) ため池本体
 - a) 補修 堤体の漏水箇所の補修
 - 2) ため池付帯
 - a) 補修 安全施設柵の補修
 - b) 更新 ゲート、バルブの更新
安全柵の設置

交付単価、必須事項など

		農地維持 支払交付金	資源向上支払交付金 ※1	
			共同（標準型）	長寿命化
単価 (円/10 a)	田	2,200	1,300	4,400
	畑	1,500	800	2,000
活動組織 の構成員		農家＋非農家 ※2		
必須事項 (主なもの)		<ul style="list-style-type: none"> 施設の点検 遊休農用地発生防止 草刈り、泥上げ など 	<ul style="list-style-type: none"> 生態系保全 (生きもの調査) 水質保全 (水質モニタリング調査) 	—
交付対象		—	水路整備 農道整備 ため池整備	水路整備 (整備後30年以上経過 、かなり劣化している 水路が対象)

※1 資源向上支払交付金の中には、共同（生態系保全型）、共同（環境保全型）、共同（防災減災型）もあります。

※2 農地維持支払交付金の活動組織の構成員は、農業者のみでも可能です。

交付金はこんなものに使えます（１）

- 車両、機械等のレンタル代
- 資材（碎石、砂利、セメント、農村環境保全活動に必要な資材など）の購入費
- 草刈り機の購入費
- 機械の燃料代
- 技術的指導を受けるために必要な専門家にかかる旅費や謝礼金
- 専門的な技術や機械などが必要な補修作業などの外注費
- お茶代

交付金はこんなものに使えます（2）

- 活動に参加した人の日当
- 先進地研修や研修などに参加するために必要な旅費
- 活動のための保険料
- 事務運営に必要なアルバイトなどへの賃金
- 役員などに対する報酬
- 運営するために必要な事務費

（通信連絡費、事務機器購入費、総会経費など）

☆生きもの観察会の網・バケツやみんなで植える
花の種・苗・肥料などの購入もできます☆

（資源向上活動の場合）

ただし、こんなものには使えません

- お酒の購入
- 自治会経費の全面的な費用負担
(ただし、コピー代・コピー機リース代を
自治会と案分することはできます)
- 自治会館、神社、お寺の補修
- 昼までの活動への昼食の提供
- 営農関係への支出
- まるごと活動に関係のない集落行事の支出

こんな交付金の返還事例がありました。

- 活動期間（5年間）中に遊休農用地が解消されなかった。

返還額=「当該農用地面積×交付単価×5年間分」

- 活動期間中（3年目）に活動組織が解散してしまった。

返還額=「毎年の交付額×3年間分」の全額

- 出役に対し、人数を過大に計上し日当を支払っていた。

返還額=過大に支出した日当の全額

目指すべき農業・農村のイメージ

